

様式第十三(第二十八条関係)

(表面)

←----- 12センチメートル -----→

番号

土壤汚染対策法第54条第7項の規定による身分証明書

職名及び氏名

写真

年 月 日生

年 月 日発行

年 月 日限り有効

都道府県知事

印

↑ 8センチメートル ↓

(裏面)

土壤汚染対策法抜すい

(報告及び検査)

第54条 (略)

2～4 (略)

5 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その指定に係る指定調査機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

6 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定支援法人に対し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

7 第1項又は第3項から前項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

8 第1項又は第3項から第6項までの立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第67条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

四 第54条第1項若しくは第3項から第6項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者